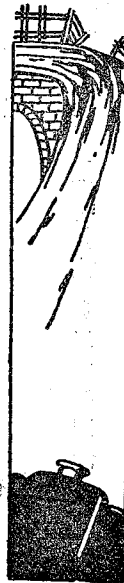




論 說



農村振興土木事業に就て

唐 澤 俊 樹

一

疲弊して居る農村を甦生し振興せしむる方法は、世の所謂識者に依つて各種の方面から論議せられ財政經濟方面から論ずるものもあれば精神的方面から論ずるものもある。其の所論は時に或は結構な考案もあるが要するに農業生産物の統制、土地の利用乃至は所有等に關する農業諸政策の改革に俟つ外はない。然るに之が根本的對策を樹立することは容易の業でないのみならず農村の現状は斯かる根本的對策の樹立を待つ餘裕がないまでに疲弊困憊の極に達して居る、即ち去る臨時議會に於て農村振興の決議を爲すに當つて議員諸士から發せられた言葉が最も合理的に且最も有力に之を物語つて居る。即ち中央には通貨が死藏されてゐるのに拘らず農村には農業經營に必要

な資金さへ缺乏し、農民の手中には現金がないから物々交換の舊時の經濟形態を表はしたり又は負債の償還に困つて居る。従つて之を整理し必要な公共事業を起し併せて農産物の統制を圖る必要があると云ふのであつた。之に基いて農村を振興せしむべき應急對策を講ずる必要が生じたのである。この決議の趣旨を實行する爲に色々な方法と手段とが考察せられ、農業夫れ自身の改良開發を圖ることや農村に於ける通貨の圓滑を圖ることや農民の負債を整理すること等も相當計畫されて寔に結構なことではあるが國又は公共團體が公共土木事業を起興し之に農民を就勞せしめて現金を得せしむることは農村現時の窮狀を救濟し自力甦生せしむる捷徑であつて、内務農林兩省が公共土木或は農業土木事業を計畫したのは最も機宜に適したことで、云はねばならぬ。就中公共土木の施設は農業土木の施設と異り一般公衆が共同して夫れを利用し若は夫れに依つて利益を享受する施設であつて其の事業の効果は獨り農民に限らず一般公衆の利益に映ずるものであるから此の公共土木事業を起興することは應急對策として最も機宜に適した考案である。今此の見地に基き今回政府が樹立した農村振興土木事業の概要を一瞥して其の然る所以を明かにしたい。

二

今回政府が樹立した農村振興土木事業は、事業費總額七千三百一萬五千圓を以て全國津々浦々に至るまで公共土木事業を起興し、之に農民を就勞せしめて勞銀を農村に廻し、聊もすれば中央に集中

する通貨を地方に還元し農村を甦生せしめ農村を振興せしむるに足る公共土木を起さむとするのである。従つて町村土木事業を主體とし之に府縣と政府との執行する事業を按配して其の大系が定められた。即ち町村事業として四千五百六萬圓、府縣事業として二千三百四十九萬圓、政府事業として四百四十六萬五千圓である。之を公共土木の種類に従つて分別して見ると道路關係に於て五十九萬六千圓、治水關係に於て千九百五十四萬五千圓、港灣關係に於て二百八十七萬四千圓となる。以上事業費の國と地方との分擔關係に付て見るときは、之に必要な事務費を合せ國費四千八百三十六萬圓、地方費で二千五百八十萬圓と爲るのであるが、刻下地方財政が著しく窮乏して居るとき地方をして此の如き巨額の負擔金を負擔せしむることは困難なので、之に對し政府は低利資金を融通し其の利子三箇年分に對し補給する計畫なのである。

扱て道路關係に就て見るに三千六百六十萬六千圓を以て町村道を改良せしめ、之に對し政府は工事費の四分三を補助し、府縣をして府縣道改良工事を起興せしめ、工事費千二百八十七萬圓に對し其の三分一を補助し、政府自ら國道を改良するが爲に百十二萬圓を支出し、其の三分一を地方に負擔せしめむとする計畫である。

我國道路の現状を見ると、國內交通の幹線である國道の延長二千百五十六里、地方交通上重要な役目を有する府縣道の延長二萬五千二百八十二里、市町村道二十一萬里を數へて居る。其の延長は相當のもので、且全國に普及して居るが、其の線形と構造とは頗る劣惡なものであつて、幅員だけに就て

見ても國道であつて規定の幅員を有するものは總延長の二割一分、府縣道に在つては總延長の一割に過ぎない、夫れ以下に位する市町村道の幅員に至つては推察するに難くはない。固より是等道路の大部分は自動車の發達を豫想し得ない時代に築造されたのであるから現時の道路交通に適合しないことは無理のないことではあるが、その爲に自動車の交通困難を來して居るばかりでなく自動車の交通經濟上の價値を擧げ得ない狀況である。従つて農村に於て生産した農産物を市場に運搬するに就ても又都市より農村生活に必要な資料又は農業生産の原料を購入するに就ても農民は多額の運送費を負擔しつゝある現状であるから農村の振興と道路の改良とが緊密の關係を有することは何人も疑のない所であらう。

治水關係に於ては六百八十萬圓を以て町村河川工事を起興せしめて其の四分三を補助し、府縣をして四百二萬五千圓の工費を以て中小河川を改良せしめ、又治水上砂防の必要ある河川又は谷筋に五百四十萬圓の砂防工事を起興せしめ、各工事費の二分一を補助し、政府自ら河川工事並砂防工事を起興し、三百三十四萬五千圓を支出せむとするのである。我國治水事業は治水の根本策である砂防の施設と相俟つて往古から相當の施設を見た、其のお蔭で著大な河川で改良されたものが尠くないのであるが、其の他の河川に至つては原始的狀態のまま放任されてゐるものが随分多い、従つて一朝降雨に際會すると自然の儘に氾濫して農作物を流失したり、時には人畜に對してまで慘禍を與へることが珍しくない。最近の統計に就て見ると、出水氾濫に因つて河川堤防、其の他公共土木施設の

受くる損失は一ケ年平均三千萬圓の巨額に達して居る。そればかりでなく農産物其の他の産物の蒙つた被害は實に一ケ年平均三千二百萬圓の多きに達し、兩者を綜合すると一ケ年平均六千二百萬圓の損害を年々繰返して蒙つてゐる譯であつて、河川の改良が農村振興の爲に如何に必要な事業であるかは想像するに難くないのである。殊に氾濫する河川の多くは改良せられざる中小河川以下の河川であることを思ふときその改良の必要を痛感するのである。又近時農業經營の改善を期する點より見れば、常に治水の一事に偏することなく更に進んで河川流水の利用方法を攻究せねばならぬ。即ち著大な河川の改良のみを以て満足すべきではなく、之と相並んで更に中小河川の改良否夫れ以下の河川を改良する必要がある。今回之等河川の改良を計畫したことは農村を振興せしむるに最も効果あるものと云はねばならぬ。

港灣關係に於ては、町村事業として百六十五萬四千圓を以て地方的小港灣や海岸に於ける堤防護岸を改良せしめ、政府は之に對して四分之三を補助し、府縣をして百二十二萬圓を以て地方港灣を改良せしめ、之に對し政府は其の二分一を補助せむとするのである。港灣の改良が道路の改良と相俟つて農村振興上必要なことであることは云ふまでもない。唯今回の計畫が農村地方に勞銀を振替くことを主眼としたが爲に、多くは都市地方に存在する港灣の改良に主力を注ぎ得なかつたのは頗る遺憾ではあるが、島嶼に於ける港灣の如き島嶼内の農漁村生活を支配するのであつて、其の良否は農漁村生活に至大の關係を持つるから是等のものゝ改良は漁港の修築と相俟つて此後益々改良に力

を注ぎたいと思つて居る。

三

今回の事業が其の起興の趣旨からして普通平時に於て起興される公共土木事業と異なることは言ふまでもない。従つて色々な特殊条件を必要とするのであるが、就中特に考慮すべき問題は起工地の選擇と事業計畫の定め方と其の事業の執行方法とである。以下之に關し卑見を述べて地方關係者の注意を喚起すると同時に民衆の此の事業に對する自覺を求めたいと思ふ。

先づ第一は事業起興地の選擇問題である。農村の窮狀は各地必ずしも同一ではない常に天候に恵まれず農業生産に不利の地位を占むる東北地方や、近時經濟上著しい打撃を受けて居る養蠶を經營する地方に對しては特殊の考慮を拂はなければならぬのは勿論である。又公共土木に關する費用を負擔する團體の財政状態なども相當考慮する必要があるのは當然であるが起工地を選擇する場合に於ては農村窮乏の程度と農村振興の目的とを以て起興せらるゝ所の總ての事業との關係を斟酌して各町村普遍的に起工せなければならぬことである。徒らに一地方に偏在して大土木工事を起し、爲に遠隔の地から他町村の農民を來集せしむるものを起工する如きは慎まなければならぬ。併しながら農村振興の爲には其の事業に農氏を就勞せしめて勞銀を得せしむると同時にその公共土木施設をして農村を振興せしむるの二つの目的を有するのであるから一面土木施設に關する效果の大

小をも比較考察して事業を選択し、其の選擇に依つて起興地が確定するやうにしなければならぬ。此の場合に於て部落間起興地の争奪を來し、甲部落に起工したから乙部落にも起工せなければ事業費豫算を議決しないと云ふ様な争を起し、遂には或種の勢力を以て不急な工事を兩部落に起すが如きことは慎まなければならぬ。

次は事業計畫の定め方であるが、其の事業には最も多くの勞力費を要するものでなければならぬ。併も其の勞力は農業勞働に類似するものたるを要する。蓋し公共土木施設には近年科學の進歩發達に伴ひ施工方法に特殊の技術を必要とするものが尠くないのであるが、今回の如き事業を執行する場合に於ては夫等の方法は成るべく避けて普通農業勞働者の容易に就勞し得べきものを選択することが肝要である。政府が計畫してゐる町村土木事業に於ても總事業費四千五百六萬圓の内農民の容易に就勞し得べき町村道の改良に關して三千六百六十萬六千圓の起興を計畫したのも矢張り其の意の顯れである。

次は工事執行方法に關することである。政府の方針としては政府が自ら工事を執行する場合は勿論のこと、府縣又は市町村が起興する場合に於ても直營の方法に依らしむることゝしたのである。土木工事を執行する場合に於て直營の方法に依るのが得策であるか、夫れとも請負の方法に依るのが利益であるかは常に論議される所であるが、此の兩制度には夫々一利一害あつて其の得失を斷定することは頗る困難である。併しながら今回の事業は農民を均等に就勞せしめ公平な賃銀を得せ

しむることが最大要件の一つであるから中間利益の搾取を豫想せらるる請負の方法を防止する必要があるのと就勞の均等を期するが爲に假令工事が稍々非經濟的に涉る場合があるにしても尙請負を排して直營の制度に依ることを原則としたのである。併しながら特別の事由があつて直營に依ることが出來得ない場合は府縣事業は地元請負に依り町村事業は部落請負の制度に依らしめ農村のことは農民に農村の振興は農民の手に依つて爲すべきものと云ふ考案からして所謂農民の請負制度を認めたのである。

土木建築業者等に於ては直營制度廢止の要求をしてゐるやうである。其の理由を聞けば業界は不振の極に達し倒産日に次ぐ窮狀を呈してゐるから直營事業を擴大することは請負業者を死地に陥れるものであると言ふのである。成る程彼等が常に收容する所謂部屋人夫が失業し折角投資した機械を死藏するの結果を招來することは相當考慮すべきことである。併しながら請負に附することを原則とするときは前にも述べたやうに賃銀の中間搾取を認むることとなつて此の種事業起興の趣旨に反するから請負人の利益の爲に農村甦生の實を犠牲にすることは出來ない。又假令直營を原則としても工事の種類に依つては専門請負業者の手を籍らねばならぬものもある譯であつて土木事業が増加したことに依つて請負事業も自然増加するであらうから餘り直營に反對することは無理である。

地元請負即ち起興地を統轄する公共團體をして請負はすことに就いても議論のある所であるが、

矢張り農民を就勞せしめ、農村の金融を圓滑ならしむる此の種事業に在つては農民の實情を知悉してゐる町村をして工事を執行せしむるのが最も得策である蓋し農民を就勞せしむるに就ても吾等郷土の土木事業であるから普通勞働に従事する場合は自ら異つた觀念の下に工事を執行し、その完全を期することが出来るのみならず、工事の施行に當つて常に遭遇する用地の買收難も容易に解決する利益があるからである。又勞銀の一部を以て納税に代へしむるの利益も數へられるのであるが折角取得せしめた賃銀を擧げて夫れに充てしむるが如きは相當考慮すべき問題であらう。兎も角今回の事業に地元請負制度を採ることは實際に適合するものと信するのであるが、又一面請負に依る危険は地元町村に於て負擔しなければならぬので、損失を蒙つた場合に在つては之が爲に町村財政を紊亂することとなり、其の事例は各地に尠くないのであるから危険率の多い工事は成るべく避くるのが得策である。又地元請負の弊は之に依つて得た利益を一部の階級者が私して刑事上の問題を惹起した事例が多いことである。故に是等の弊害を防止除却する方策を考へて工事を執行したならば相當の効果を收め得るであらう。

以上述ぶるやうに工事の執行に就て色々の方策を主張する所以は農民を均等に就勞せしめ、現金收入を確實に取得せしめむことを期するに外ならない。従つて工事を起興するに方つては、起業地所屬町村及隣接町村に就て其の工事に就勞すべき農民の範圍を確定せしむる爲に就勞圏内を決定し、起業者と就勞圏内に於ける町村とが、就勞者の割當數を協定し、徒に職業的土工が折角農民に與へら

れた勞働を奪ふが如きことを避くる必要がある、又農民相互間に於ても就勞の機會を均等ならしめ人に依つて、就勞の厚薄を附するが如き不公平を艾除する爲に、就勞圈内に於ける町村に就勞者名簿を調製せしめて、叙上の目的を貫徹せしむることを期したのである。

以上は農村振興土木事業の起興に關する概要と之が工事執行に關する卑見とを述べたに過ぎない、此處に改めて云ふまでもなく公共土木の施設は其の良否が民力の消長に關係する所頗る多大である、従つて之を起興することは疲弊せる農村を振興せしむるが爲には直接効果的である、然も一般公衆の福祉となるのである、吾々が農業土木を起興するよりは公共土木を起興することが一層効果的であることを力説する所以も亦茲にあるが、今回の事業は近年に未だ會て見ざる大仕事である、従つて之が事業の局に當るものは非常時に於ける一大決心を以てせなければならぬと同時に、就勞すべき人も亦其の覺悟を以て工事に従事し相共に全力を盡して誤る所なく、政府の計畫した効果を擧げ得たいものである。